

千葉市屋根耐風診断費補助事業要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、強風による住宅瓦屋根の被害を防止し、市民生活の安全を確保するため、既存住宅の瓦屋根の耐風診断に関し必要な事項を定め、耐風診断に要する費用の一部を補助することにより、耐風診断の促進を図るとともに、災害に対する住宅の安全性に関する意識の啓発を図り、もって安全で災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 社会資本整備総合交付金交付要綱に定める社会資本整備総合交付金事業及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第1項の規定による千葉市耐震改修促進計画に基づき、この要綱及び千葉市屋根耐風診断費補助金交付要綱により、耐風診断を行う補助事業者に対し、市が補助金を交付する千葉市屋根耐風診断費補助事業をいう。
- (2) 補助事業者 次に掲げるすべての要件に該当し、市からの補助金の交付を受けて補助対象住宅の耐風診断を行う者をいう。
 - ア 補助対象住宅を自ら所有し、かつ居住している者
 - イ 市税を滞納していない者。ただし、所有者が複数存在する場合には、居住する他の所有者に市税の滞納がなく、他の所有者全員の補助事業実施に対する同意を得られる者であること。
 - ウ 国又は地方公共団体による同様の補助を受けていない者
- (3) 補助対象住宅 令和3年12月31日以前に建設された市内にある住宅で、屋根が粘土瓦葺き又はプレスセメント瓦葺きのもの
- (4) 住宅 本市に存し、次に掲げるすべての要件に該当する建築物をいう。
 - ア 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建築物で、一つ以上の居室があり、専用の出入り口、台所、トイレがあるもの
 - イ 専用住宅又は兼用住宅
- (5) 専用住宅 専ら居住を目的に設計し建設された建築物で、店舗、事務所、作業場等の用に供する部分がないものをいう。
- (6) 兼用住宅 住宅及び住宅以外の用に供する部分がある建築物で、住宅以外の用に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1未満のものをいう。
- (7) 耐風診断 診断者が令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号の規定への適合を確認するために行う住宅瓦屋根の診断をいう。

- (8) 診断者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者に勤務する瓦屋根診断技士、かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士、又は建築士事務所（建築士法第23条第1項に規定する建築士事務所をいう。）に勤務する建築士のいずれかの資格を有する者をいう。

第2章 耐風診断の方法等

（屋根の耐風診断）

第3条 診断者は、住宅瓦屋根の耐風診断を行う際、現地調査又は設計図、施工図、施工記録等により正確に確認し、現地調査の結果を写真に記録しなければならない。

第3章 診断者の業務等

（基本方針）

第4条 診断者は、補助対象住宅の耐風診断を、この要綱及び建築基準法その他関係法令に基づいて誠実に行わなければならない。

- 2 診断者は、補助事業者の意向を尊重し、良心的かつ誠意をもって業務にあたらなければならない。
- 3 診断者は、耐風診断に必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければならない。
- 4 診断者は、耐風診断の実施により知り得た補助事業者及び補助対象住宅の情報を補助事業以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 5 診断者は、市民に対し、次の各号のいずれかの不当な方法により耐風診断の勧誘を行ってはならない。
 - (1) 千葉市屋根耐風診断費補助事業の内容を偽る。
 - (2) 重要な情報を告げない。
 - (3) 誤解を招くような情報を提供する。

（診断結果の説明等）

第5条 診断者は、補助対象住宅の耐風診断の終了後、耐風診断報告書を作成し、これを補助事業者に提出し、その内容を説明しなければならない。

- 2 診断者は、前項に規定する説明を行った後に、耐風診断報告書に誤りが発見されたときは、これを訂正し、再度、補助事業者に提出し、訂正した内容を説明しなければならない。

第4章 耐風診断費の補助

（耐風診断費補助金の交付）

第6条 市長は、補助事業者が耐風診断を行う場合、予算の範囲内において、耐風診断に要する費用の一部を補助することができる。

- 2 補助金の交付に係る手続き及び様式その他必要な事項は、別に定める。

第5章 雑則

(意識の啓発のための措置)

第7条 市長は、広報活動等を通じて、既存住宅瓦屋根の耐風診断の促進並びに災害に対する住宅の安全性に関する市民の理解を深めるよう努めるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、住宅瓦屋根の耐風診断事業に関する必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。